

平成22年度 知的財産政策関係概算要求の概要

平成21年8月
特許庁

【概要】

(単位：億円)

区分	平成22年度 概算要求額 A	平成21年度 予算額 B	比較増減額 A - B (C)	増減率 (C / B)%
特許特別会計	1,237	1,204	+34	2.8
(うち独法 交付金)	130	132	2	1.5

独立行政法人 工業所有権情報・研修館

【重点項目】

重点項目 . 1

世界最高水準の特許審査の実現

平成22年度 平成21年度
< 650.5億円 (617.9億円) >

官民の能力を結集して、業務の効率化を図りつつ、世界最高水準の特許審査（審査順番待ち期間 11ヶ月：平成25年目標）を提供します。

重点項目 . 2

知的財産権制度の国際調和の促進と模倣品侵害対策の強化

平成22年度 平成21年度
< 30.4億円 (25.9億円) >

知的財産権制度の国際調和を促進するとともに、模倣品侵害対策を総合的に推進することにより、我が国企業の知的財産権の国際的な保護を強化します。

重点項目 . 3

地域・中小企業の知的財産権活用に対する支援

平成22年度 平成21年度
< 30.3億円 (29.4億円) >

地域・中小企業にとって、知的財産権制度が利用しやすいものとなるように、それぞれのニーズに即したきめ細やかな支援を行っていきます。

重点項目 . 1 世界最高水準の特許審査の実現

平成 22 年度 平成 21 年度
< 650.5 億円 (617.9 億円) >

官民の能力を結集して、業務の効率化を図りつつ、世界最高水準の特許審査（審査順番待ち期間 11 ヶ月：平成 25 年目標）を提供します。

【重点施策】

(1) 先行技術調査のアウトソーシングの拡充

214.0 億円 (199.6 億円)

民間能力を最大限活用するため、調査機関の新規参入を促進しつつ、特許審査に必要な先行技術調査のアウトソーシングの拡大及び内容の充実を図ります。

（ アウトソーシング件数 ）
平成 21 年度 約 24 万件 平成 22 年度 約 25 万件（予定）

(2) システムの最適化

55.5 億円 (31.8 億円)

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、外部ユーザーへの情報提供の飛躍的向上、ホスト・コンピュータ（レガシー・システム）からの脱却を目指し、「特許庁運営基盤システム」の本格的な開発に着手します。

また、世界最高水準の的確かつ迅速な審査を実現するための環境整備として、「特許庁新検索システム」のシステム設計を開始します。同システムの開発に当たっては、大学・企業等のイノベーション促進にも資するように可能な限りオープンな形式を採用し、特許情報とグローバルな技術情報をシームレス（継ぎ目無く）に検索できるようにします。

重点項目． 2

知的財産権制度の国際調和の促進と模倣品侵害対策の強化

平成22年度 平成21年度
< 30.4億円 (25.9億円) >

知的財産権制度の国際調和を促進するとともに、模倣品侵害対策を総合的に推進することにより、我が国企業の知的財産権の国際的な保護を強化します。

【重点施策】

(1) 知的財産権制度の国際調和の促進

各国政府との交渉や、WIPO（世界知的所有権機関）、APEC等の多国間での議論を通じて知的財産権制度の国際調和を進めます。また、「特許審査ハイウェイ」¹の対象国を拡大することにより、我が国企業のグローバルな権利取得の迅速化を図ります。

(2) 模倣品侵害対策の強化

アジア等における審査・取締能力の向上 7.1億円 (7.1億円)

アジアを中心とした途上国の知的財産庁職員や取締執行機関（税関、警察等）の職員を含む知的財産関係者に、審査・取締能力向上のための研修を実施することにより、アジア等における我が国企業の知的財産権の適切な保護を促進します。

模倣品侵害への相談・サポート 4.2億円 (4.9億円)

模倣品の被害を受ける企業に対して、外国の知的財産権制度に関する相談及び模倣品侵害への対策に関する相談（各国の現地法律事務所の活用、国内外におけるセミナー・相談会の開催）等を行います。

政府間対話の強化 5.3億円 (新規)

平成21年6月に創設された「日中知的財産権ワーキング・グループ」や官民合同ミッション等の模倣品対策に関する各種政府間対話の効果をも高めるため、種々の調査及び情報交換等を実施します。インターネット上における商標権侵害等の新たな侵害態様への対応も図っていきます。

消費者への理解促進 1.0億円 (1.5億円)

知的財産保護の重要性に対する消費者の理解が深まるよう、TV等によるキャンペーンを行います。実施に当たっては効率的な広報に努めます。

¹ 第1国で特許になった出願について、第2国において簡易で迅速な手続により審査が受けられるようにする仕組み。我が国は、10カ国（米、英、独、露、デンマーク、フィンランド、オーストリア、ハンガリー、シンガポール、韓国：平成21年8月時点）と実施中

重点項目 . 3

地域・中小企業の知的財産権活用に対する支援

平成22年度 平成21年度
< 30.3億円 (29.4億円) >

地域・中小企業にとって、知的財産権制度が利用しやすいものとなるように、それぞれのニーズに即したきめ細やかな支援を行っていきます。

【重点施策】

(1) 相談・コンサルティングの拡充

「課題解決型」相談・コンサルティング事業 8.1億円 (新規)
中小企業の持つ知的財産権に関する悩み・課題について、個々の案件に応じて必要な専門家(弁理士、各種アドバイザー等)をコーディネートすることによって、適切な解決を図っていきます(知的財産版「法テラス」の整備)。

地域中小企業知的財産戦略支援事業 3.1億円 (3.1億円)
知的財産の専門家チームを集中的に派遣することにより、中小企業が知的財産権を効果的に活用していくために必要な戦略の策定等を支援する、都道府県等中小企業支援センターの活動を助成します。

(2) 出願に係る負担の軽減

無料の先行技術(特許)調査支援事業 6.4億円 (6.4億円)
中小企業の特許出願について、審査請求をするか否かの判断に必要な先行技術調査をサポートするため、調査事業者が無料で同調査を実施します。

外国出願助成事業 1.3億円 (1.3億円)
国際的な事業展開に対応するため、中小企業の外国出願に要する費用を支援する、都道府県等中小企業支援センターの活動を助成します。

平成22年度からは、特許に加えて、商標及び意匠も対象とすることにより、模倣品侵害の防止にも一層役立つようにします。

(3) 地域における独自の取組みの支援

7.2億円 (6.3億円)
各地域に設置する「地域知的財産戦略本部」において、それぞれの実態に即して知的財産権の活用等を図る独自の取組み(「地域知的財産戦略推進計画」の策定等)に対して支援を行います。